

○ 反問権の付与

1 考えられる反問権

- ①質問の趣旨、内容確認
- ②質問の背景、根拠
- ③質問者への代替案の提示要求
- ④質問に対する逆質問
- ⑤質問者への反論

2 他都市における事例

- ①「この総合評価方式そのものに何か問題があると、一般競争入札で14億円安いほうがいいんだから、一般競争入札で金額だけ決めればよかったんじゃないかという御意見なのかお聞かせください」
(H23. 6 長崎市議会)
- ②「私どもが特定の認証方式を指定したという、その根拠は何でございましょうか」
(H23. 3 佐賀市議会)
- ③「恐らくこういうご質問をなさるにあたっては、こうしたらいいんじゃないかという施策をお持ちだと思いますので、お尋ねしたいと思います」
(H19. 9 伊賀市議会)
- ④「市民の取り組みを推進していく上で、幅広く御意見も賜らないといけないということだと思っております、市民参加を促進する上で、お考え等もお聞かせいただければと思っております」
(H22. 6 京丹後市議会)
- ⑤「この目的は、食育を充実させるための学校給食解放なのか、開かれた学校づくりの推進のためなのか、あるいは閉じこもりの高齢者の支援事業として活用することなのか」
(H18. 6 栗山町議会)
- ⑥「議員も商店街の代表として顧問なり、その構成に入り、経験を生かしながらアドバイスをすることについては検討したことがあるか」
(H25. 6 栗山町議会)
- ⑦「議員も相当の研修に行かれてると思うが、その都度短い期間で成果を出されたか」
(H26. 3 栗山町議会)

3 課題

- ・ 地方自治法では、説明員の反問権について想定していない。
- ・ 反問権の範囲をどのように決定するか。
- ・ 実際に行使された反問が決められた範囲におさまっているか議会内で見解が分かれる恐れがある。

【 現時点における方向性 】(案)

- ・ 反問権は的確な答弁を引き出すことが目的である。しかし、課題がありすぐに制度化することは難しいことから、質問の趣旨・内容を確認することを事実上の反問権として認めることとし、課題については解消に向け継続して協議することとする。